資料４

第４章 サービス見込量

■サービス見込量の設定について

各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均等を用いて、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ、サービス見込量を設定しました。なお、サービス見込量は推計値であり、サービス利用量の上限を定めたものではありません。

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付対象のサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害者のニーズ等に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの各年度の障害福祉サービスの見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）訪問系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	障害のある人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事のほか、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人、または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅等における入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事のほか、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他外出時に必要な援助を行います。

■サービス種別・内容（訪問系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要し、介護の必要の程度が著しく高い障害のある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助の包括的な提供を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	月間利用者数	239	248	252	308	343	382
	月間利用時間数	4,236	4,774	4,702	6,357	7,320	8,430
重度訪問介護	月間利用者数	38	34	35	37	38	39
	月間利用時間数	10,181	10,233	10,031	13,501	15,285	17,307
同行援護	月間利用者数	86	93	97	105	111	118
	月間利用時間数	2,022	2,137	2,097	2,401	2,545	2,698
行動援護	月間利用者数	0	1	1	1	1	1
	月間利用時間数	0	41	21	86	86	86
重度障害者等包括支援	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	730	730	730
計	月間利用者数	363	376	385	452	494	541
	月間利用時間数	16,439	17,185	16,851	23,075	25,966	29,251

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値

（２）日中活動系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人に、主に日中、障害者支援施設等において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事のほか、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。また、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練 （機能訓練）	障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションおよび生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、入浴、排せつおよび食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害のある人、または通常の事業所に雇用されている障害のある人に、一定期間にわたり、生産活動等の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	就労継続支援Ａ型（雇用型）は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人等に、雇用契約の締結等による就労および生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 就労継続支援Ｂ型（非雇用型）は、通常の事業所に雇用されることおよび雇用契約に基づく就労が困難な人等に、就労および生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人に、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために、事業主、障害福祉サービス事業を行う人、医療機関等との連絡調整、その他必要な支援を行います。

■サービス種別・内容（日中活動系サービスつづき）

サービス種別	サービス内容
就労選択支援	就労を希望する障害のある人に、短期間の生産活動等の提供を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに就労に関する意向、必要な配慮を整理し、適切な支援の提供のために、必要な障害福祉サービス事業を行う人との連絡調整等、その他必要な支援を行います。
療養介護	医療を要し、常時介護を要する障害のある人に、主に昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	障害のある人の介護を行う人の疾病その他の理由により、一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等にて、入浴、排せつおよび食事の介護、その他の必要な支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	月間利用者数	504	521	531	541	549	559
	月間利用日数	10,631	10,034	10,397	10,497	10,707	10,939
自立訓練（機能訓練）	月間利用者数	12	13	19	14	14	14
	月間利用日数	150	175	248	218	243	271
自立訓練（生活訓練）	月間利用者数	35	33	31	41	46	50
	(内)精神障害	23	23	20	27	30	32
	月間利用日数	492	498	464	587	629	673
就労移行支援	月間利用者数	153	155	152	175	185	195
	月間利用日数	2,482	2,531	2,535	2,748	2,854	2,965
就労継続支援（A型）	月間利用者数	56	60	60	66	67	68
	月間利用日数	1,131	1,134	1,154	1,254	1,273	1,292
就労継続支援（B型）	月間利用者数	402	439	458	472	489	506
	月間利用日数	6,703	7,106	7,285	7,793	8,142	8,508
就労選択支援	月間利用者数		2	2	25	30	35
就労定着支援	月間利用者数	81	93	101	118	133	151
療養介護	月間利用者数	31	31	31	31	31	31
短期入所（福祉型）	月間利用者数	123	129	134	157	173	190
	月間利用日数	864	865	844	1,098	1,232	1,383
短期入所（医療型）	月間利用者数	3	4	2	4	4	4
	月間利用日数	16	24	13	26	27	29

※　実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値

（３）居住系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障害のある人等に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問または随時通報への対応、相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の必要な援助を行います。
共同生活援助 （障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	障害のある人に、主に夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に、移行および移行後の定着に関する相談、その他の必要な援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	月間利用者数	4	5	4	7	10	13
	(内)精神障害	4	5	3	4	6	8
共同生活援助	月間利用者数	305	344	360	432	481	537
	(内)精神障害	117	140	140	166	181	198
施設入所支援	月間利用者数	267	269	272	265	263	262

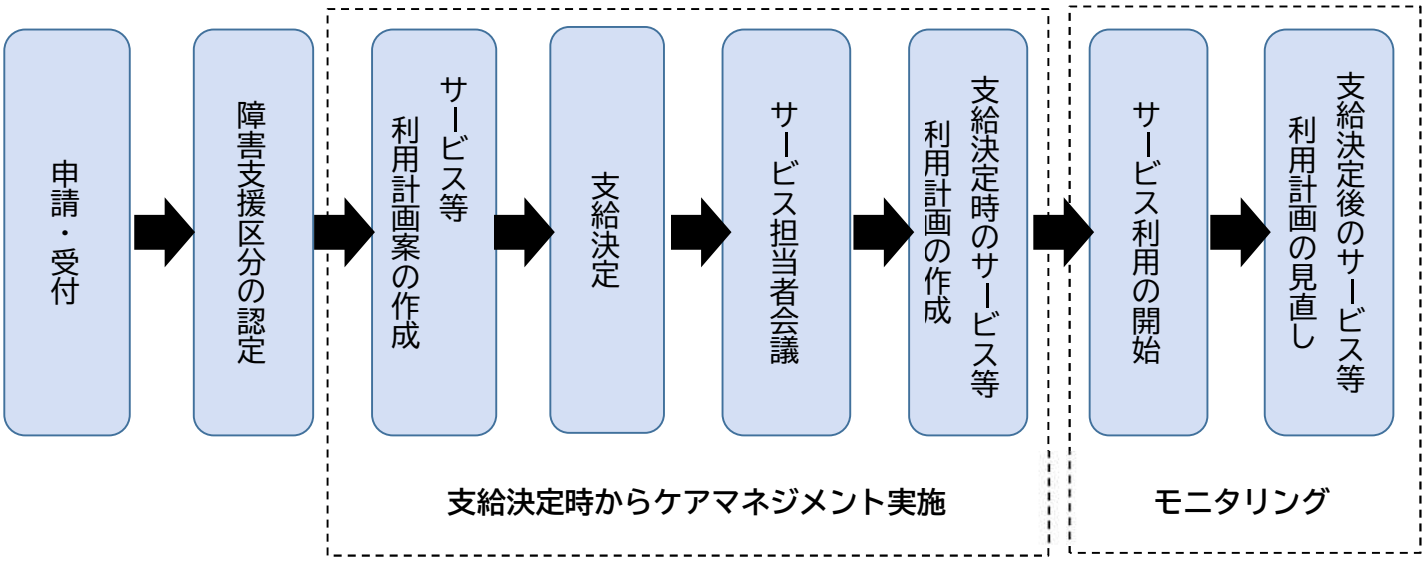
※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値

（４）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。サービス利用開始後、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行います。【図表３－１】
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人、または精神科病院に入院している精神障害のある人等に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身、または同居している家族等の障害、疾病等もしくは生活環境の大きな変化等により、緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談その他必要な支援を行います。

■図表３－１　障害福祉サービス等の支給決定プロセス



■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	年間利用者数	5,588	6,098	2,110	7,177	7,717	8,256
地域移行支援	月間利用者数	3	3	1	8	11	14
	(内)精神障害	3	3	1	4	6	8
地域定着支援	月間利用者数	0	0	0	5	7	9
	(内)精神障害	0	0	0	3	4	5

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値
※計画相談支援の実績・見込量は年間の累計値、令和８年度は４月～７月の累計値

2　児童福祉法に基づく障害児支援

障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援は、児童福祉法に基づく障害児通所給付等の対象となるサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児のニーズ等に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの各年度の障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援の見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）障害児通所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害がある子ども、またはその可能性がある子どもに、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等、集団生活を営む施設に通所または入所する障害のある子どもを対象に、その施設を訪問し、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な重度の障害のある子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作および知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	月間利用者数	896	1,022	915	1,245	1,356	1,468
	月間利用日数	5,200	5,678	5,337	6,810	7,377	7,943
放課後等デイサービス	月間利用者数	1,035	1,219	1,377	1,510	1,655	1,801
	月間利用日数	6,558	7,559	8,725	9,301	10,172	11,043
保育所等訪問支援	月間利用者数	79	101	95	137	156	174
	月間利用日数	135	177	182	240	271	303
居宅訪問型児童発達支援	月間利用者数	1	2	2	2	2	2
	月間利用日数	11	4	6	4	4	4

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値

（２）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。、サ-ビス利用開始後、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害児相談支援	年間利用者数	3,698	4,238	1,641	5,335	5,986	6,716

※実績・見込量は年間の累計値、令和８年度は４月～７月の累計値

（３）障害児入所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児入所支援 （医療型・福祉型）	福祉型は、障害児入所施設に入所する障害のある子どもに対して、保護、日常生活における基本的な動作および独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。 医療型は、上記に加え、障害児入所施設または指定医療機関に入所等する障害のある子どもに対して、医学的な治療および看護を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
福祉型障害児入所施設	月間利用者数	6	6	5	6	6	6
医療型障害児入所施設	月間利用者数	5	5	5	5	5	5

※見込量は３月末までの月平均値、ただし令和８年度は４月～７月の平均値

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。

地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である東京都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児者のニーズ等に基づき、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの各年度の地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めます。

（１）必須事業

■事業名・内容

サービス種別		サービス内容
理解促進研修・啓発事業		障害のある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害のある人への理解を深めるための啓発事業等を通じて、地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指します。
イベント名		イベント内容
	障害者週間記念のつどい	区民が障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年、障害者週間中（12月３日～９日）に開催しています。
	ふくしまつり	障害のある人とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ること、および区民の障害のある人への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。

■事業名・内容（必須事業つづき）

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障害のある人の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族、その他の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けようとするまたは受けた障害のある人で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業 ・手話通訳派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業	聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。 区に手話通訳者を設置することで、来庁者との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための支援を行います。区内には現在３カ所の地域活動支援センターがあります。

■サービス実績および見込量

サービス名		単位	実績			見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業								
	地域拠点相談支援センター	設置数	5	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		年間利用件数	3	0	0	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業								
（内訳）	手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,141	1,128	366	1,144	1,152	1,160
（内訳）	要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	43	64	8	60	60	60
（内訳）	手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業		年間利用件数	5,590	5,692	1,477	5,821	5,860	5,898
（内訳）	介護・訓練支援用具	年間利用件数	12	15	5	20	24	28
（内訳）	自立生活支援用具	年間利用件数	38	24	12	59	62	65
（内訳）	在宅療養等支援用具	年間利用件数	37	50	11	62	66	70
（内訳）	情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	55	54	24	83	88	93
（内訳）	排泄管理支援用具	年間利用件数	5,447	5,548	1,421	5,592	5,615	5,637
（内訳）	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	年間利用件数	1	1	4	5	5	5
手話奉仕者養成研修事業		年間修了者数	4	5	5	5	5	5
移動支援事業		年間利用者数	2,053	2,596	972	3,769	4,542	5,473
		年間利用時間	19,756	25,283	9,612	34,374	40,080	46,733
地域活動支援センター		設置数	3	3	3	3	3	3
		年間利用者数	8,289	7,989	3,171	8,300	8,300	8,300

※実績・見込量は年間の累計値、令和８年度は４月～７月の累計値

（２）任意事業

■事業名・内容

サービス種別	サービス内容
巡回入浴 サービス事業	家庭では入浴が困難な、在宅の重度心身障害のある人に巡回入浴車を派遣しています。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施しています。
障害者世帯ハウス クリーニング事業	障害のある人の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。
住宅設備改善費 給付事業	在宅の障害のある人の日常生活を容易なものにするため、中規模改修、屋内移動設備、昇降機の住宅設備改善に要する費用を給付します。
障害者救急代理 通報システム	障害のある人の世帯に、緊急事態に通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車が要請される「救急代理通報システム」の設置を行います。
自動車運転免許 取得助成事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際、運転教科料の一部を補助することで、生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
自動車改造経費助成	上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳１・２級の人が、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。
重度障害者等 就労支援特別事業	重度訪問介護サービス等を受けている重度障害のある人に対し、就労に必要な支援を提供します。
重度障害者大学等 修学支援事業	重度障害がある人が大学等に修学するにあたり、必要な身体介護等を提供します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
巡回入浴 サービス事業	年間利用件数	1,666	1,724	616	1,760	1,760	1,760
日中一時支援事業	年間利用者数	8,025	8,075	3,151	9,107	9,672	10,272
障害者世帯ハウス クリーニング事業	年間利用件数	30	6	0	6	6	4
住宅設備改善費 給付事業	年間利用戸数	2	1	0	5	5	5
障害者救急代理通報 システム	年間利用戸数	67	67	62	71	74	76
自動車運転免許 取得助成	年間利用者数	4	2	1	5	5	5
自動車改造 経費助成	年間利用者数	2	2	2	3	3	3
重度障害者等 就労支援特別事業	年間利用者数	6	9	10	10	12	14
	年間利用時間	232	1,107	205	1,200	1,440	1,680
重度障害者大学等 修学支援事業	年間利用者数	－	0	0	2	2	2

※実績・見込量は年間の累計値、令和８年度は４月～７月の累計値

資料４（別紙）

サービス見込量推計の考え方

原　則	
① 推計方法	原則として、国が推奨する「幾何平均」を採用する。また、中長期的なサービス利用動向を反映するため、「５年幾何平均」を基本とする。
② プラス推計の原則	必要なサービス量が十分に確保されていない状況を踏まえ、原則、減少見込みとなる推計方法は採用しない。
③ 例外	実績に基づく機械的な推計が困難な場合等は、現行計画の見込量、事業の実施状況、利用者ニーズ等を勘案して見込量を設定する。
③ 調整	算出した見込量を基本とし、成果目標および今後の事業所開設見込み等を加味して調整・設定する。

採用ルール			
判定	推計方法	基本となる判定条件	採用する理由
A （優先順位：高）	５年幾何平均	原則採用	過去５年間の平均成長率を反映することで、中長期的な利用動向を踏まえた安定的な推計値として、適切に将来のサービス需要を見込みことが可能となるため。ただし、直近５年間の成長率が「マイナス成長」の場合は採用せず、「３年幾何平均」等を検討する。
B	３年幾何平均	直近５年間と３年間の平均成長率に５ポイント以上の差があり、直近３年間の成長率が将来的にも継続する見込みである場合	将来にわたって、直近３年間の平均成長率が継続する見込みがある場合は、直近３年間の成長率を採用することで、実情に見合った見込量が算出できるため。ただし、直近３年間の成長率が「マイナス成長」である場合は採用しない。
C （優先順位：低）	個別推計	①過去実績の欠測等により、幾何平均による算出が困難な場合 ②ＡおよびＢの推計値が過大・過小となる場合 ③ＡおよびＢの推計値が減少見込である場合　等	①　機械的な推計ができないため、事業の特性および今後の特性等を考慮し推計する必要があるため ②　各サービスの特殊事業等を考慮のうえ、現状に即した推計値を算出する必要があるため ③　プラス推計の原則から、個別の検討が必要であるため

判定に用いる指標・計算式		
・５年幾何平均	（R7実績÷R2実績）^(1/5)－1 ＝ 5乗根（R7÷R2）－1	直近５年間の実績推移を平均成長率に換算し、将来の推計値に反映
・３年幾何平均	（R7実績÷R4実績）^(1/3)－1 ＝ 3乗根（R7÷R4）－1	直近３年間の実績推移を平均成長率に換算し、将来の推計値に反映

※「^(1/5)」は5乗根、「^(1/3)」は3乗根。5年幾何平均はR2～R7の6年度分から5年間の平均成長率を、3年幾何平均はR4～R7の4年度分から3年間の平均成長率を算出する。